

## 高根沢町景観条例（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 景観審議会（第6条）
- 第3章 景観計画（第7条～第9条）
- 第4章 景観計画重点区域（第10条）
- 第5章 行為の規制等（第11条～第18条）
- 第6章 景観重要建造物等（第19条～第21条）
- 第7章 雑則（第22条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、本町における良好な景観の保全と活用を図り、もって美しく風格ある郷土の形成並びに潤いのある豊かな生活環境及び個性的で活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工作物 別表区分の欄に掲げるものをいう。
- （2） 外観の変更等 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。
- （3） 土地の区画形質の変更 次に掲げるものをいう。
  - ア 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ2 mを超えるのりを生ずることとなるもの
  - イ 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ1 mを超えるのりを生ずることとなるもの
  - ウ 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ1 m以下ののりを生じ、かつ当該切土及び盛土をした土地の部分に高さ2 mを超えるのりを生ずることとなるもの
  - エ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、その面積が1,000平方メートル以上のもの

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

##### （町の責務）

第3条 町は、法の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、良好な景観の形成に関して、町民の理解を深めるため、その啓発に努めなければならない。

3 町は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者

の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に与える影響を認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観審議会

(景観審議会)

第6条 良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議するため、高根沢町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 法第8条第1項に規定する景観計画の変更に関すること。

(2) 法第16条第3項の規定による勧告に関すること。

(3) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に関すること。

(4) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

(5) その他町長が必要と認める事項

3 前2項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 景観計画

(景観計画)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第8条 法第16条第1項第1号に規定する行為(以下「建築物の建築等」という。)、同項第2号に規定する行為(以下「工作物の建設等」という。)、同項第3号に規定する行為(以下「開発行為」という。)又は同項第4号に規定する条例で定める行為(以下「条例で定める行為」という。)をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(景観ガイドラインの策定等)

第9条 町長は、景観計画を推進するための指針(以下「景観ガイドライン」という。)を定めることができる。

2 建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為又は条例で定める行為をしようとする者は、景観ガイドラインを尊重するよう努めなければならない。

3 町長は、建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者に対し、景観ガイドラインに基づき必要な助言を行うことができる。

#### 第4章 景観計画重点区域

(景観計画重点区域)

第10条 町長は、景観計画に景観計画重点区域（以下「重点区域」という。）を定めることができる。

2 町長は、重点区域を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

#### 第5章 行為の規制等

(条例で定める図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める。

(景観計画区域内で届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下「その他の行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の区画形質の変更

(2) 屋外における土石・再生資源などの物件の堆積 1,000平方メートル以上のもので、存続期間が90日を超えるもの

(3) 木竹の伐採 500平方メートル以上の樹林地及び並木の皆伐

(景観計画区域内における届出等)

第13条 その他の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他規則で定める事項を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(適用除外)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表区分の欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表規模の欄に定める規模に満たない工作物の建設等

(2) 第2条第1項第3号に定める規模に満たない土地の区画形質の変更

(3) 第12条第1項第2号に定める規模に満たない屋外における土石・再生資源などの物件の堆積

(4) 第12条第1項第3号に定める規模に満たない木竹の伐採

(5) 法令の規定により良好な景観の形成のための措置が講じられる行為として規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(助言及び指導)

第16条 町長は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第 17 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告又は同法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わないときの措置)

第 18 条 町長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を設けるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

## 第 6 章 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除)

第 19 条 町長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物を表示する標識)

第 20 条 法第 21 条第 2 項の規定により設置する標識には、規則で定める事項を記載するものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第 21 条 法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識には、規則で定める事項を記載するものとする。

## 第 7 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例（平成 15 年栃木県条例第 6 号）第 13 条又は第 20 条の規定により栃木県知事になされた届出（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年栃木県条例第 31 号）の規定により町長になされた届出を含む。以下同じ。）で行為の着手予定日が平成 23 年 4 月 30 日以前のもものは、法第 16 条第 1 項及びこの条例の規定によりなされた届出とみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する栃木県知事への届出を要しないとされる行為でこの条例の施行の日から平成 24 年 4 月 30 日までに着手するものについては、第 13 条に規定する行為とみなす。

(高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年高

根沢町条例第 159 号) の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後                |            |        | 改正前                |            |        |
|--------------------|------------|--------|--------------------|------------|--------|
| 別表 (第 1 条、第 2 条関係) |            |        | 別表 (第 1 条、第 2 条関係) |            |        |
| 区分                 | 報酬の額       | 費用弁償の額 | 区分                 | 報酬の額       | 費用弁償の額 |
| (略)                | (略)        | (略)    | (略)                | (略)        | (略)    |
| 都市計画審議会委員          | 日額 5,500 円 |        | 都市計画審議会委員          | 日額 5,500 円 |        |
| 景観審議会委員            | 日額 5,500 円 |        | 宝積寺駅西第一土地区画整理審議会委員 | 日額 5,500 円 |        |
| 宝積寺駅西第一土地区画整理審議会委員 | 日額 5,500 円 |        | (略)                | (略)        |        |
| (略)                | (略)        |        |                    |            |        |

別表 (第 2 条、第 14 条関係)

| 区 分                                      | 規 模              |
|--|------------------|
| 門扉、さく、塀、垣(生垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの         | 高さ 1.5 メートル以下のもの |
| 煙突、排気塔その他これらに類するもの                       | 高さ 6 メートル以下のもの   |
| 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの              | 高さ 15 メートル以下のもの  |
| 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの                  | 高さ 15 メートル以下のもの  |
| 高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの                 | 高さ 8 メートル以下のもの   |
| 広告塔、広告板その他これらに類するもの                      | 高さ 4 メートル以下のもの   |
| 彫像、記念碑その他これらに類するもの                       | 高さ 4 メートル以下のもの   |
| 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物           | 高さ 20 メートル以下のもの  |
| 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドなどの遊戯施設  | すべて              |
| アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントなどの製造施設 |                  |
| ガス、石油製品、穀物、飼料などを貯蔵し、又は処理する施設             |                  |
| 自動車車庫の用に供する施設                            |                  |
| 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設                |                  |